

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

平成三十年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（平成二十九年第一部会第三回）

二 開催日時

平成二十九年十二月二十一日 午前八時五十分から午後零時まで

三 開催場所

広島県庁本館一〇二会議室

四 出席した委員

横藤田委員、酒井委員、椋委員

五 議事の概要

1 平成二十九年年度諮問第四号事案について、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）が事案説明を行った。

2 同号事案の調査審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認められたため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。

3 平成二十九年年度諮問第六号事案について、審査会事務局が事案説明を行った。

4 同号事案の調査審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認められたため、条例第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。

5 同号事案について、審査関係人から法第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定による口頭での意見の陳述を求める旨の申立てがあったため、条例第十条第六項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

(一) 申立者

審査請求人

(二) 意見陳述を聴取する日

平成三十年二月十三日